

琉球医学会賞・琉球医学会優秀論文賞選考規定

第1条 琉球医学会は、優れた研究論文を発表した個人または研究グループを表彰するために、「琉球医学会賞・琉球医学会優秀論文賞（以下、学会賞・優秀論文賞）」選考規定を定める。

第2条 琉球医学会は、学会賞・優秀論文賞受賞者の栄誉を讃え、例会において表彰状及び副賞として金一封を贈呈する。

第3条 学会賞・優秀論文賞の受賞資格者は、原則として琉球医学会に属し、かつ当該年度中に優れた論文をいずれかの学術雑誌に発表した個人もしくは研究グループとする。

- 2) 原則として、臨床医学、基礎医学、保健学各領域から受賞者1名を選ぶ。
- 3) 琉球医学会誌に掲載された論文については、第2項とは別領域として受賞者1名を選ぶ。
- 4) 受賞者の選考は、第4条に記載された書類等を参考に、第5条から第7条に従って実施する。
- 5) 第5条に記載された選考委員会は、4名の受賞者の中で特に研究内容が優れていると認められる1名を琉球医学会賞受賞者とすることができます。

第4条 学会賞・優秀論文賞に応募する者は、論文1編（別刷り4部；コピーも可）とともに、下記の書類各2部）を琉球医学会事務局に提出すること。

- 1) 推薦状：琉球大学医学部教員もしくは琉球医学会会員による。（様式自由、A4横書き）
- 2) 申請書（琉球医学会ホームページよりダウンロード）
- 3) 論文の概要（日本語で1,200字以内に纏め、内容を示す題目を付すこと）（様式自由、A4横書き）

第5条 本学会に、学会賞・優秀論文賞の受賞者を選考するための委員会（学会賞・優秀論文賞選考委員会）を設ける。

- 2) 本選考委員会委員の任期は1年とする。

第6条 学会賞・優秀論文賞選考委員会は次の者をもって組織する。

- 1) 学会誌編集長を含む本学会常任理事及び理事若干名
- 2) 学会誌編集長が指名する編集委員1名
- 3) 選考委員長は1)号の常任理事より選出する。

第7条 琉球医学会理事会は、学会賞・優秀論文賞選考委員会の選考結果を受けて審議し、学会賞・優秀論文賞の受賞者を決定する。

第8条 学会賞・優秀論文賞の受賞者は次のいくつかの方法により、本学会会員の相互啓発に貢献することとする。

- 1) 本学会誌へのコンテンツの寄稿、及び写真、レビュー等の公表承諾。
- 2) 本学会での講演等。

第9条 当該年度に受賞者がいない場合はその旨を公表する。

第10条 受賞論文が何らかの理由で掲載雑誌から撤回されたことが判明した場合、本人に通知し、その受賞を取り消す。

第11条 本規定の改廃は理事会の承認を必要とする。

附則 この規程は2013年8月1日より施行し、同年4月1日から適用する。

附則 この規程は 2016 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規程は 2019 年 5 月 1 日から施行する。